

# 桜井市の人事行政運営などの状況

市職員の給与や職員数などについて

広く市民のみなさんにお知らせするために、その概要を公表します。

## 1 総括

### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成 25 年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	H24 年度の 人件費率 (参考)
H25 年度	59,601 人	22,291,846 千円	841,886 千円	4,249,596 千円	19.1%	21.5%

(注) 1 平成 25 年度の歳出額に対する人件費 (退職手当を含む) の割合です。これには、特別職・議員の給料・報酬なども含まれます。

2 普通会計とは、一般会計と特別会計の一部を含めた数値で国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計や水道事業会計等を除いたものです。

### (2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

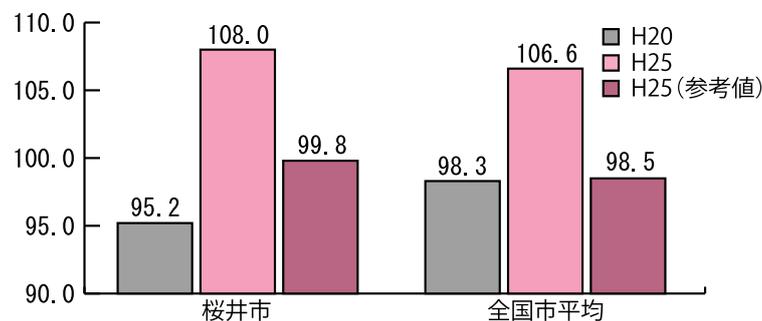
区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
H26 年度	446 人	1,666,451 千円	344,949 千円	610,972 千円	2,622,372 千円	5,880 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 給与費は当初予算に計上された額です。

3 職員数は、予算作成時点での数値であり、『6 職員数の状況』表中「職員数 H26 年」欄の「普通会計」の職員合計数とは異なります。

### (3) ラスパイレス指数の状況 (各年 4 月 1 日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 「参考値」は、国家公務員の時限的な (2 年間) 給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
桜井市	41.6 歳	319,986 円	379,882 円

#### ② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
桜井市	43.3 歳	308,247 円	383,881 円
うち清掃作業員	41.1 歳	303,942 円	406,245 円
うち給食調理員	46.1 歳	305,890 円	333,077 円
うち用務員	52.0 歳	335,240 円	356,325 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 26 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

#### ③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
桜井市	40.6 歳	335,786 円	363,058 円

## 桜井市の人事行政運営などの状況 (2)

### (2) 職員の初任給の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分		桜 井 市		国	
		初 任 給	2 年後の給料	初 任 給	2 年後の給料
一 般 行 政 職	大 学 卒	172,200 円	185,800 円	172,200 円	185,800 円
	高 校 卒	140,100 円	149,800 円	140,100 円	149,800 円
技 能 労 務 職		160,650 円	174,233 円		

(注) 技能労務職については、職種及び採用年齢によって初任給が決定されるので、採用年齢 18 歳～29 歳の平均初任給額及び 2 年後の平均給料額です。次表も同様です。

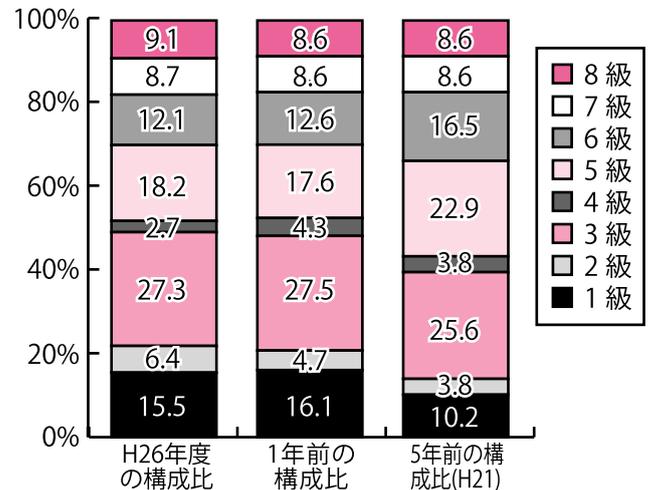
### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分		経 験 年 数 10 年	経 験 年 数 15 年	経 験 年 数 20 年
一 般 行 政 職	大 学 卒	260,100 円	304,200 円	369,400 円
	高 校 卒	214,600 円	260,100 円	304,200 円
技 能 労 務 職		228,717 円	280,108 円	332,358 円

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	標 準 的 な 職 務 内 容	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
1 級	主事補・技師補	41	15.5
2 級	主 事・技 師	17	6.4
3 級	主 任	72	27.3
4 級	主 査	7	2.7
5 級	係 長・主 査	48	18.2
6 級	主 幹	32	12.1
7 級	課 長	23	8.7
8 級	部 長・次 長	24	9.1

- (注) 1 桜井市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



## 4 特別職の報酬等の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	給 料 月 額	報 酬 月 額	期末手当 (H25 年度支給割合)	退 職 手 当 (算定方式)	退 職 手 当 (支給時期)
市 長	730,000 円 (1,050,000 円)		6 月期 1.40 月 12 月期 1.55 月 計 2.95 月	給料年額×在職年数×54/100	退職時
副 市 長	660,000 円 (885,000 円)			給料年額×在職年数×31.5/100	退職時
議 長		618,000 円	6 月期 1.40 月		
副 議 長		531,000 円	12 月期 1.55 月		
議 員		498,000 円	計 2.95 月		

(注) 上の ( ) 内の金額は、条例上の給料月額です。現在、市長・副市長の給料月額は、市長が 30%、副市長が 25%を減額して支給しています。

## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

期 末 手 当 ・ 勤 勉 手 当		桜 井 市	国
1 人 当 たり 平 均 支 給 額 (H25 年 度)		1,327 千 円	—
(H25 年 度 支 給 割 合)	期 末 手 当	2.60 月 分	2.60 月 分
	勤 勉 手 当	1.35 月 分	1.35 月 分
( 加 算 措 置 の 状 況 )		職制上の段階、職務の級等による加算措置あり	職制上の段階、職務の級等による加算措置あり

## (2) 退職手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

退職手当	桜井市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	21.62 月	27.025 月	21.62 月	27.025 月
勤続 25 年	30.82 月	36.57 月	30.82 月	36.57 月
勤続 35 年	43.7 月	52.44 月	43.7 月	52.44 月
最高限度額	52.44 月	52.44 月	52.44 月	52.44 月
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2 ~ 30%加算)		定年前早期退職特例措置 (3 ~ 45%加算)	
1人当たり平均支給額	5,564 千円	22,840 千円	—	—

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された退職手当の平均額です。

## (3) 地域手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (H 25 年度決算)		60,345 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (H 25 年度決算)		114,724 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
市内全域	3%	526 人	3%

## (4) 特殊勤務手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区分	全職種
支給実績 (H 25 年度決算)	34,267 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (H 25 年度決算)	131,797 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (H 25 年度)	50.6%
手当の種類 (手当数)	18 種類

## (5) 時間外勤務手当

支給実績 (H 25 年度決算)	104,006 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (H 25 年度決算)	268,750 円
支給実績 (H 24 年度決算)	101,627 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (H 24 年度決算)	266,737 円

## (6) その他の手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (H25 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (H 25 年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円、配偶者以外の扶養親族 1 人につき 6,500 円、ただし配偶者のない職員の扶養親族 1 人まで 11,000 円、なお、扶養親族のうち満 16 歳から満 22 歳までの子 1 人につき 5,000 円を加算	同じ	なし	59,858 千円	214,546 円
住居手当	借家借間：最高支給限度額 27,000 円 持家：新築又は購入後 5 年間 1,500 円 (持家に対する手当は H26 年度末で廃止)	一部異なる	国は平成 22 年度から持家に対する手当を廃止	32,172 千円	228,168 円
通勤手当	交通機関利用者：全額支給限度額及び最高支給限度額 55,000 円 交通用具使用者：2km 以上で 5km ごとに 13 段階の区分 (最高支給額 24,500 円)	同じ	なし	28,760 千円	63,628 円
管理職手当	主幹級以上の職員が対象 部長 87,000 円、次長 70,000 円、課長 57,000 円、主幹 43,000 円	一部異なる	国は役職に応じて 25% まで	66,116 千円	629,676 円
休日勤務手当	1 時間当たりの給与額の 135/100	同じ	なし	18,956 千円	326,820 円
夜間勤務手当	1 時間当たりの給与額の 25/100	同じ	なし	4,837 千円	83,394 円
宿日直手当	日直勤務：1 回 4,200 円	同じ	なし	508 千円	4,200 円

**6 職員数の状況** (△は、マイナスを示す。)

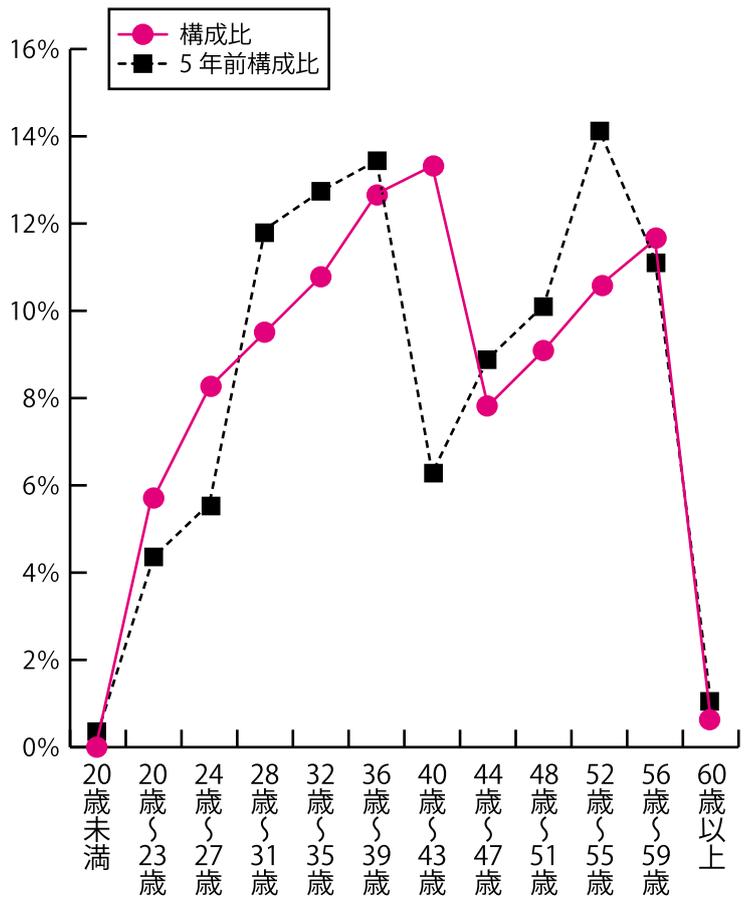
(1) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

区分	部門	職員数		対前年増減数
		H25年	H26年	
一般行政部門	議会	4	4	0
	総務	68	70	2
	税務	25	25	0
	労働	0	0	0
	農水	12	11	△1
	商工	9	15	6
	土木	35	35	0
	民生	123	121	△2
	衛生	83	84	1
	小計	359	365	6
特別行政部門	教育	59	60	1
	消防	76	0	△76
	小計	135	60	△75
普通会計計	494	425	△69	
公営企業等会計部門	水道	16	15	△1
	下水道	11	11	0
	その他	22	22	0
	小計	49	48	△1
合計	543 【751】	473 【673】	△70	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。  
2 【 】内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成26年4月1日)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	0	27	39	45	51	60	63	37	43	50	55	3	473

(3) 職員数の推移

(単位：人)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	
一般行政	394	379	380	368	365	365	△29 (92.6%)
教育	82	79	76	76	74	61	△21 (74.4%)
消防	72	71	73	74	76	0	△72 (0%)
普通会計計	548	529	529	518	515	426	△122 (77.7%)
公営企業等会計計	48	47	49	51	49	48	0 (100.0%)
総合計	596	576	578	569	564	474	△122 (79.5%)

(注) 奈良県広域消防組合が設立したことにより、消防職員が減少しています。

**7 勤務時間その他の勤務条件**

(1) 職員の勤務時間、休憩時間の概要

職員の勤務時間は、一部の施設等を除き、月曜日から金曜日(休日・祝日を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間1時間を含む)となっています。

(2) 年次有給休暇制度の概要

1年につき20日付与。(現年付与分のみ翌年に繰越が可能)

平成25年中の職員1人当たりの平均取得日数は、9.3日でした。

**(3) 特別休暇など制度の概要**

特別な事由に該当する場合は、特別休暇などが認められます。

主な特別休暇などの種類は、右記のとおりです。

ドナー休暇／ボランティア休暇／結婚休暇／産前産後休暇／生理休暇／育児参加休暇／子の看護休暇／忌引き／夏季休暇／リフレッシュ休暇／介護休暇／病気休暇など

**8 職員の分限処分と懲戒処分の状況**

**(1) 分限処分**

分限処分とは、心身の故障などにより職務を果たせない場合、公務能力の維持を図るために行う処分です。

**(2) 懲戒処分**

懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行があった場合、道義的責任を追及して行う処分です。

**(3) 職員の処分の状況**

平成 25 年度の処分の状況は次のとおりです。

**【分限処分】**

(単位:人)

処 分 事 由	免 職	降 任	休 職	降 給
その職の適格性を欠く場合				
心身の故障によるもの			11	

**【懲戒処分】**

(単位:人)

処 分 事 由	免 職	停 職	減 給	戒 告
一般サービス関係				
公金等取扱い関係				
公務外非行関係		1		
交通事故・交通法規違反関係				1
監督責任関係				3
計	0	1	0	4

**9 職員のサービスの状況**

地方公務員法第 30 条の、サービスの根本基準の趣旨を実現するために、職員には次のようなサービス上の強い制約が課せられています。

- |                    |              |             |
|--------------------|--------------|-------------|
| 1. 法令等及び上司の命令に従う義務 | 2. 信用失墜行為の禁止 | 3. 守秘義務     |
| 4. 職務専念義務          | 5. 政治的行為の制限  | 6. 争議行為等の禁止 |
| 7. 営利企業等への従事制限     |              |             |

**10 公営企業職員の状況**

**(1) 水道事業**

**①職員給与費の状況**

**ア 決算**

区 分	総 費 用 (A)	純 損 益 又 は 実 質 収 支	職 員 給 与 費 (B)	総費用に占める 職員給与比率 B/A	(参考) H24 年度の 総費用に占める 職員給与比率
H 25 年度	1,074,092 千円	92,589 千円	128,151 千円	11.9%	12.3%

**イ 予算**

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1 人 当 り 給 与 費 B/A
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	
H 26 年度	16	83,661 千円	25,494 千円	45,036 千円	154,191 千円	9,637 千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 給与費は当初予算に計上された額です。

**②職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)**

区 分	平 均 年 齢	平 均 給 料 月 額	平 均 給 与 月 額
桜 井 市	44.0 歳	333,989 円	388,235 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 26 年 4 月 1 日現在における職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

桜井市の人事行政運営などの状況 (6)

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当		桜井市	国
1人当たり平均支給額 (H25年度)		1,607千円	-
(H25年度支給割合)	期末手当	2.60月分	2.60月分
	勤勉手当	1.35月分	1.35月分
(加算措置の状況)		職制上の段階、職務の級等による加算措置あり	職制上の段階、職務の級等による加算措置あり

イ 退職手当 (平成26年4月1日現在)

	桜井市		桜井市 (一般行政職)	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月	27.025月	21.62月	27.025月
勤続25年	30.82月	36.57月	30.82月	36.57月
勤続35年	43.7月	52.44月	43.7月	52.44月
最高限度額	52.44月	52.44月	52.44月	52.44月
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~30%加算)		定年前早期退職特例措置 (2~30%加算)	
1人当たり平均支給額	該当者なし	26,614千円	5,564千円	22,840千円

(注) 1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種の職員に支給された退職手当の平均額です。

ウ 地域手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績 (H25年度決算)		2,258千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (H25年度決算)		141,124円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
市内全域	3%	16人	3%

エ 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

区分	全職種
支給実績 (H25年度決算)	0円
支給職員1人当たり平均支給年額 (H25年度決算)	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (H25年度)	0%
手当の種類 (手当数)	なし

オ 時間外勤務手当

支給実績 (H25年度決算)	2,309千円
職員1人当たり平均支給年額 (H25年度決算)	330千円
支給実績 (H24年度決算)	1,321千円
職員1人当たり平均支給年額 (H24年度決算)	147千円

カ その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (H25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (H25年度決算)
扶養手当	普通会計と同様			3,058千円	235,192円
住居手当				393千円	196,250円
通勤手当				791千円	71,938円
管理職手当				5,004千円	625,500円
休日勤務手当				0円	0円
夜間勤務手当				0円	0円
宿日直手当				0円	0円

▷問い合わせ先 人事課 (☎42-9111 内線316)

【人事課】